

製品安全データシート

1 [製品及び会社情報]

製品の名称: QMI抗菌防臭車内加工メンテナンススプレー

会社名: 株式会社ソヴリン

住所: 〒468-0051 愛知県名古屋市中白区植田3丁目1406番地

責任者: 村瀬啓方

担当者: 村瀬啓方

電話番号: 052-802-6378

FAX: 052-805-0699

作成日: 2007年2月22日

改訂日: 2009年10月1日

推奨用途及び使用上の制限: 本製品の主な用途は、自動車内の抗菌防臭車内加工後のメンテナンス用として使用。

追加情報: 作成者 - 村瀬教友

2 [危険有害性の要約]

GHS分類

物理化学的危険性

| | |
|--------------|--------|
| 火薬類 | 分類対象外 |
| 可燃性・引火性ガス | 分類対象外 |
| 可燃性・引火性エアゾール | 分類対象外 |
| 支燃性・酸化性ガス | 分類対象外 |
| 高压ガス | 分類対象外 |
| 引火性液体 | 分類対象外 |
| 可燃性固体 | 区分外 |
| 自己反応性化学品 | 分類対象外 |
| 自然発火性液体 | 分類対象外 |
| 自然発火性固体 | 区分外 |
| 自己発熱性化学品 | 区分外 |
| 水反応可燃性化学品 | 区分外 |
| 酸化性液体 | 分類対象外 |
| 酸化性固体 | 分類できない |
| 有機過酸化物 | 分類対象外 |
| 金属腐食性物質 | 分類できない |

健康に対する有害性

| | |
|------------------|-------------------------------------|
| 急性毒性(経口) | 区分4(硫酸亜鉛七水和物) |
| 急性毒性(経皮) | 分類できない |
| 急性毒性(吸入:ガス) | 分類対象外 |
| 急性毒性(吸入:蒸気) | 分類対象外 |
| 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) | 分類できない |
| 皮膚腐食性・刺激性 | 区分3(硫酸亜鉛七水和物) 区分2(フタル酸ジエチル) |
| 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 | 区分2A-2B(硫酸亜鉛七水和物) 区分2B(フタル酸ジエチル) |
| 呼吸器感作性 | 分類できない |
| 皮膚感作性 | 区分1(フタル酸ジエチル) |
| 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| 発がん性 | 分類できない |
| 生殖毒性 | 分類できない |

| | | |
|-----------|-------------------------------|-----------------|
| | 特定標的臓器毒性/全身毒性(単回暴露)区分3(気道刺激性) | (硫酸亜鉛七水和物) |
| | | 区分3(気道刺激性、麻酔作用) |
| | | (フタル酸ジエチル) |
| | 特定標的臓器毒性/全身毒性(反復暴露) | 分類できない |
| | 吸引性呼吸器有害性 | 分類できない |
| 環境に対する有害性 | 水生環境有害性(急性) | 区分1(硫酸亜鉛七水和物) |
| | | 区分2(フタル酸ジエチル) |
| | 水生環境有害性(慢性) | 区分1(硫酸亜鉛七水和物) |

ラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語: 警告 呼吸器感作性 皮膚感作性

危険有害性情報: 飲み込むと有害

軽度の皮膚刺激(フタル酸ジエチル)

皮膚刺激

眼刺激(フタル酸ジエチル)

強い眼刺激

呼吸器感作性－皮膚感作性

アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ(フタル酸ジエチル)

気道刺激性－呼吸器への刺激のおそれ

麻酔作用－眠気またはめまいのおそれ(フタル酸ジエチル)

水生生物に非常に毒性(フタル酸ジエチル)

水生生物に非常に強い毒性

長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き:

【安全対策】

全ての安全注意を理解するまで取り扱わないこと。

容器を密閉しておくこと。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること－禁煙

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

保護手袋および保護眼鏡、保護面を着用すること。

この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。

蒸気、ミスト、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後はよく顔、手等を洗うこと。

適切な呼吸用保護具を着用すること。

屋外または換気の良い場所で使用すること。

【救急処置】

火災時の場合には、消火に二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤を使用すること。

棒状注水は危険性を増す。

皮膚(又は毛髪)に付着した場合:

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。再使用する場合には洗濯すること。

皮膚を流水/シャワーと石鹸で洗うこと

皮膚刺激が生じた場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合:

水で15分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合：

水で口の中をよく洗浄した後、コップ数杯の清水を飲ませ希釈し、可能であれば指をのどに差し込んで吐き出させ、直ちに医師の診断を受けること。

ただし、被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

暴露又は暴露の懸念がある場合：

医師の診断、手当てを受けること。

吸入した場合：

呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

日光から遮断し、40℃を超える温度に暴露しないこと。

子供の手の届かない所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3 [組成、成分情報]

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学特性・危険有害成分 : 含有成分及び濃度

| 化学名 | 濃度 wt% | CAS No. | 化審法 No. | 安衛法 通知対象物質 | PRTR法 No. | 毒劇法 No. |
|----------------------|------------|------------|------------|---------------|--------------|------------|
| 硫酸亜鉛七水和物 | 3.5% 未満 | 7446-20-0 | 1-542 | - | 1-1 | 政令第2条第1号 |
| アルキルジメチルアンモニウムクロライド* | | 56-93-9 | 3-2694 | - | - | - |
| フタル酸ジエチル | | 84-66-2 | 3-1301 | 478 | - | - |
| 精製水 | 96.5 | 7732-18-5 | - | - | - | - |

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号

安衛法：労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項政令指定物質

PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）の対象化学物質

毒劇法：毒物及び劇物取締法

4 [応急措置]

吸入した場合 : 直ちに作業を中止し、空気の新鮮な場所に移り、保温とともに安静にすること。

もし呼吸が不規則な場合や吐き気がする場合は、速やかに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合：付着液を紙・布等にて素早くふき取り、もし衣類が汚染した時は脱ぎ、付着した部位を多量の水又は石鹸を用いて十分に洗浄すること。間接部、指と指の間をよく洗浄すること。外観に変化が見られたり、痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受けること。

目に入った場合 : コンタクトの有無を確認し、着用している場合ははずし、直ちに多量の清浄な流水で15分以上洗眼し、瞼の裏まで完全に洗うこと。眼用軟膏を使用しないこと。

その後、直ちに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合 : 水で口の中をよく洗浄した後、コップ数杯の清水を飲ませ希釈し、可能であれば指をのどに差し込んで吐き出させ、直ちに医師の診断を受けること。

ただし、被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

5 [火災時の措置]

消火剤 : この製品は燃焼しない。

使ってはならない消火剤 : 情報なし。

特有の危険有害性 : 情報なし。

- 消火方法 :可燃性の物を周囲から素早く取り除くこと。
:指定の消火器を使用すること。
- 消火を行う者の保護 :適切な保護具(耐熱性着衣、手袋、呼吸保護マスク)を着用する。

6 [漏出時の措置]

- 人体に対する注意事項、:作業の際には適切な保護手袋、保護眼鏡等を着用する。
保護具及び緊急時措置
- 環境に対する注意事項 :情報なし。
- 封じ込め及び浄化の方法:漏出物は多量の水を用いて、十分に希釈して洗い流す。
- 機材 :付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処理をする。

7 [取扱い及び保管上の注意]

- 取扱い上の注意 :取扱いは換気の良い場所で行い、発散した蒸気を吸い込まないようにすること。
:保護眼鏡、保護手袋等を着用し、眼と皮膚との接触を避ける。
:容器を転倒または落下させたりして、衝撃を与えてはならない。
- 保管上の注意 :直射日光や火気を避け、換気の良い場所で容器を密栓し保管する。
:他の容器に移し替えて保管しないこと。

8 [暴露防止及び保護措置]

| 項目 | 硫酸亜鉛七水和物 | フタル酸ジエチル |
|---|----------|---------------------|
| 許容濃度(ppm) | — | — |
| 許容濃度 (mg/m ³) (日本産業衛生学会) | — | 5 |
| ACGIH(mg/m ³) | — | 5 mg/m ³ |

- 設備対策 :液体輸送、汲み取り、攪拌などの装置についてはアースを取り付けるように設備すること
:高濃度となる作業所では、密栓された装置、機械または局所排気装置を設けることが望ましい。
:取り扱い場所で使用する電気機器のスパーク等に十分注意をし、機器類は静電気対策を講じる。
:密閉場所(タンク内部、室内、床下等)で作業する場所には密栓場所、特に底部まで十分に換気できる装置を取り付ける。

保護具

- 呼吸保護具 :適切な呼吸器保護具を着用すること。
- 保護眼鏡 :適切な保護眼鏡を着用すること。
- 保護手袋 :適切な保護手袋を着用すること。
- 保護衣 :適切な顔面用の保護具、ゴム長靴・ゴム前掛けを着用すること。

- 衛生対策 :取り扱い後はよく手を洗うこと。

9 [物理的及び化学的性質]

- 物理的状態、形状 :液体、微白濁、微香料臭
色など
- pH :5.0±0.5(1%溶液)
- 沸点・凝固点 :製品としてデータなし

| | |
|---------------|-------------------------|
| 沸点・初留点及び沸点範囲 | : 製品としてデータなし |
| 引火点 | : 引火せず |
| 爆発範囲 | : 製品としてデータなし |
| 蒸気圧 | : 製品としてデータなし |
| 蒸気密度(空気=1) | : 製品としてデータなし |
| 密度(20°C) | : 1.00g/cm ³ |
| 溶解度 水 | : 水に可溶 |
| オクタノール／水分配係数 | : 製品としてデータなし |
| 自然発火温度 | : 200°C以上 |
| 分解温度 | : 製品としてデータなし |
| 臭いの閾値 | : 製品としてデータなし |
| 蒸発速度(酢酸ブチル=1) | : 製品としてデータなし |
| 燃焼性(固体、ガス) | : 製品としてデータなし |
| 粘度 | : 製品としてデータなし |

10[安定性及び反応性]

| | |
|------------|---|
| 安定性 | : 通常の手扱いにおいては安定である。 |
| 反応性 | : なし |
| 避けるべき条件 | : 直射日光を避ける。 : 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 : 衝突を避ける。 |
| 危険有害反応可能性 | : 特に情報なし。 |
| 混色危険物質 | : 情報なし。 |
| 危険有害な分解生成物 | : 情報なし。 |

11[有害性情報]

| | |
|---------------------------|--|
| 急性毒性 経口 | RTECS(2000)のラットのLD50=1260mg/kgから、区分4とした。【注】本物質はデータが少ないため、健康有害性の各項目について硫酸亜鉛(無水物)(ID No. 0247, CAS No. 7733-02-0)の分類結果も参照のこと。 |
| 経皮 | データなし |
| 吸入 吸入(ガス) | GHSの定義における固体。 |
| 吸入(蒸気) | NITE総合検索(2006)に蒸気圧について“practically 0 mmHg”との記載があり、蒸気ばく露は困難と考えられ、分類対象外とした。 |
| 吸入(粉じん) | データなし |
| 皮膚腐食性・刺激性 | ICSC(J)(2001)にヒトの皮膚に対して発赤を示すとの記載があり、軽度の刺激性があると考えられ、区分3とした。 |
| 眼に対する重篤な損傷・刺激性 | ICSC(J)(2001)にヒトの眼に対して発赤、痛み、一過性の視力喪失を示すとの記載があり、EU-Annex I (Accessed in July 2006)でも硫酸亜鉛(無水物)としてR41(Risk of serious damage to eyes)に分類されていることから、区分2A-2Bとした。なお、既存情報からの細区分は困難である。 |
| 呼吸器感受性又は皮膚感受性 | 呼吸器感受性: データなし 皮膚感受性: データなし |
| 生殖細胞変異原性 | データ不足のため、分類できない。 |
| 発がん性 | 亜鉛化合物としてIRIS(2005)はI(区分外相当)と分類しているが、データ不足のため分類できない。 |
| 生殖毒性 | データなし |
| 特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) | ICSC(J)(2001)にヒトに対して気道刺激性を示す記述(咳、咽頭痛等)があり、区分3(気道刺激性)とした。 |
| 特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) | RTECS(2000)にラットおよびマウスの反復毒性試験で脾臓に影響がみられたとの報告があるが、ガイダンス値との比較では区分外相当であった。その他のデータは見つからず、分類できないとした。 |
| 吸引性呼吸器有害性 | データなし |

追加情報(配合する主な原料のデータ)

| 項目 | 硫酸亜鉛七水和物(硫酸亜鉛) | フタル酸ジエチル |
|----------|---|----------|
| 生物濃縮性 | 59-112(1.0mg Zn/L)・94-242(0.1mg Zn/L)(コイ) | |
| 急性毒性 | 経口:LD ₅₀ :307-766 mg Zn/kg(マウス) 227-1,194 mg Zn/kg(ラット) 経皮:LD ₅₀ :>454mg Zn/kg(ラット) | 情報なし |
| 刺激性及び腐食性 | 皮膚:軽度(ウサギ、モルモット、マウス) 眼 :重度(ウサギ) | 情報なし |
| 感作性 | 呼吸器:感作性なし(マウス局所リンパ節アッセイ) 感作性なし(モルモット マキシマイゼーション法) | 情報なし |
| 生殖・発生毒性 | 生殖毒性:塩化亜鉛及び硫酸亜鉛の経口投与において妊娠率の低下、着床数や産児数減少などが見られ、これらの影響は雄単独や雌単独投与でも見られており、亜鉛投与による両性への影響が認められる。 発生毒性:母動物や胎児に影響なし(経口 催奇形性試験) | 情報なし |
| 遺伝毒性 | 情報なし | 情報なし |
| 発がん性 | 情報なし | 情報なし |

12[環境影響情報]

| | |
|---------|--------------|
| 生体毒性 | :製品としてデータなし。 |
| 残留性・分解性 | :製品としてデータなし。 |
| 生体蓄積性 | :製品としてデータなし。 |
| 土壌中の移動性 | :製品としてデータなし。 |
| 他の有害影響 | :製品としてデータなし。 |
| 環境基準 | :製品としてデータなし。 |

追加情報:硫酸亜鉛七水和物とフタル酸ジエチルの環境影響情報を記載する。

| 項目 | 硫酸亜鉛七水和物(硫酸亜鉛) | フタル酸ジエチル |
|-------------|---|---|
| 無脊椎動物に対する毒性 | 48時間LC ₅₀ : 0.095mg/L(ECETOCTR91,2003) 甲殻類(ネコセミンコ属) | 情報なし |
| 魚類に対する毒性 | 100日間NOEC:0.026mg Zn/L (アメリカンフラグフィッシュ 成長(メス)淡水 USEPA) | 96時間LC ₅₀ : 1200 μg/L (ニジマス)(環境省リスク評価第3巻) |

13[廃棄上の注意]

- 残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
事業者は産業廃棄物を自ら処置するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理をすること。
廃棄物の委託を行う場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
汚染容器・包装:容器は、中身の液を使い切ってから廃棄すること。
製品が付着している容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。
※必ず当該地域の廃棄規制をご確認ください。

14 [輸送上の注意]

国際規制

海上規制情報

UN No : 製品としてデータなし

Class : 製品としてデータなし

Packing Group : 製品としてデータなし

国内規制

陸上規制情報 : 消防法の規定に従う。

: 毒劇法の規制に従う。

海上規制情報

国連番号 : 製品としてデータなし

クラス : 製品としてデータなし

容器等級 : 製品としてデータなし

特別の安全対策 : 当該危険物が転落し、または危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。

危険物または危険物を収納した容器が著しく摩擦または動揺をおこさないように運搬する。

危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れの無いように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

15 [適用法令]

法規制 :

消防法 : 該当なし。

毒物及び劇物取締法 : 劇物(指定令第2条)(政令番号:1)

大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質 法第2条第13項(中央環境審議会答申、1996.10.18)

水質汚濁防止法 : 活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) : 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
(政令番号:1-1)(硫酸亜鉛七水和物)

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき有害物(フタル酸ジエチル)

(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号:第478号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律:産業廃棄物規制

※ 必ず当該地域の法規制をご確認ください。

16 [その他の情報]

主な引用文献

原料メーカーのMSDS

溶剤便覧 等

※注意

記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。

[会社情報]

販売者：(株)スズキ自販埼玉

所在地：埼玉県さいたま市北区吉野町2-222-10

TEL:048-663-5911